



みどり

第498号

公益社団法人
徳島県環境技術センター

発行

徳島市津田海岸町2-33
電話 (088)636-1234(代)
FAX (088)636-1122<https://www.tokushima-env.jp>

令和3年度 第4回 理事会を開催

令和3年度第4回理事会が令和3年8月26日(木)、環境技術センター会議室で理事9名、監事2名が出席し開催された。本理事会では、審議事項として、1議案について諮られ、承認された後、協議・報告事項、業務執行理事の活動状況等について、説明、報告が行われた。第4回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和3年度 第4回理事会の概要

《審議事項》

議 題	審議内容と結果
1 浄化槽ブロワ交換費補助制度について	ブロワ交換費補助制度にかかる要領、申請書様式、パンフレット等の内容を確認した後、関係業者への周知方法、ホームページへの掲載等の対応など、10月の制度開始に向けたスケジュールが報告され、承認された。

《協議事項》

議 題	協議内容と結果
1 センター部会の開催日程について	9月に開催予定の各部会の日程案について、コロナ禍であることから開催の是非について協議が行われた。理事会のこれまでの業務概況等を報告する必要があるとの方針が示されたことから、オンライン出席を併用して実施することが決定された。日程は以下の通り。 清掃部会 : 9月9日(木) 10:00 保守点検部会 : 9月9日(木) 13:00 施工部会 : 9月13日(月) 14:00 ※メーカー部会については、改めて日程を調整することとした。
2 センター就業規則等の改訂について	労働組合との団体交渉により、現在、給与規程の改訂を行おうとしている旨の報告がなされ、今後の対応等について協議された。



3 (その他について) ① 理事会のタブレット端末の導入について	書類整理・ペーパーレス化の実現やWEB会議での活用を目的として、理事会にタブレット端末を導入してはどうかとの提案がなされ、導入に向けたコスト、環境などを調査することが決定された。
-------------------------------------	---

《報告事項》

報告事項	報告内容
1 浄化槽特別認定管理士制度における合併浄化槽導入について	特別認定管理士による一次検査の対象を10人槽以下の合併浄化槽に拡大し、那賀町らくらくあんしん協議会及び神山町きれいな水づくり推進協議会で先行導入することが報告された。尚、これに伴う課題については先行導入の結果をみて協議していく予定であることが説明された。
2 感染症の影響による事業の延期及び中止について	感染症拡大予防のため延期又は中止となった事業が報告された。 ①公益社団法人香川県浄化槽協会 50周年記念式典 (8/27) ※来年度以降に延期 ②浄化槽法指定検査期間四国地区協議会検査員研修会 (9/1～2) ※中止 ③とくしま浄化槽連絡協議会 (9/2) ※延期 ④第35回全国浄化槽技術研究集会 (10/19～10/20) ※中止
3 浄化槽設置時のピット工事について	嵩上げ30cmを超える場合のピット構造における作業スペースは30cm以上の確保が必要とされていたが、これを見直し、明確な寸法を設けず維持管理が安全かつ容易に行える幅の確保が必要とする方向で県と協議している旨が報告された。
4 グリーストラップのばっ気攪拌装置の指摘について	グリーストラップ内にばっ気攪拌装置が付加される事例があり、法定検査での判定について県と協議の上、次の通り取り扱うことが説明された。なお、関係事業所への周知は県水環境課から行われる。 (7条検査)・・・不適正と判定する。 (11条検査)・・・浄化槽法定検査判定ガイドライン「油脂類の流入状況」、「流入管渠の水流の状況」の判断により「概ね適正」or「不適正」の判定とする。
5 執行理事の業務報告について	7/22～8/25までの業務報告が行われた。
次回理事会の日程調整について	第5回理事会を10月4日(月)14時から開催することとした。

田村会長がすべての議案が終了した旨を宣言し、円滑な議事進行への協力にお礼を述べた後、閉会を告げた。

**那賀町****浄化槽らくらくあんしん協議会**

令和3年7月5日(月)に徳島県環境技術センター会議室にて、令和3年度那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会の総会が開催された。総会には、会員4社7名と事務局6名の計13名が出席した。

まず、協議会会長の森玄徳会長の開会挨拶のあと、議事に入り、下記のとおり各議案が承認された。

第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算報告について

最初に事務局より資料に基づき説明した後、吉岡監事から監査報告が行われた。続いて、令和2年度末の欠損金の取り扱いについて審議が行われ、欠損金の処理方法については、従前と同様に年度末の維持管理契約数に応じて負担することが決定し、令和2年度事業報告及び収支決算は満場一致で承認された。

第2号議案 令和3年度事業計画案及び収支予算案について

「令和3年度事業計画案及び収支予算案」についても原案どおり異議なく承認された。

第3号議案 「合併浄化槽への浄化槽管理士特別認定制度の導入」について

既に単独処理浄化槽に導入している浄化槽管理士特別認定制度を合併処理浄化槽に適用拡大する案について審議を行い、議長がその賛否を諮った結果、承認された。周知方法やスケジュールについては、今後実務担当者で進めていくこととなった。

第4号議案 その他について

事務局から、11人槽以上の施設への協議会加入の適用拡大の是非について提案し、会長が会員に意見を求めたが、現段階で適用拡大することは難しいとの意見が出され、引き続き10人槽以下を対象に推進することが確認された。

以上、予定していた議事を終了し、午後2時50分に閉会した。

**神山町****きれいな水づくり推進協議会**

「神山町きれいな水づくり推進協議会」の総会は、令和3年8月20日(金)午前10時から徳島県環境技術センター会議室で開催された。総会には、会員4社及び事務局から10名が出席した。

まず、眞貝浩司協議会会長の開会挨拶ののち議事に入った。

第1号議案 「令和2年度事業報告及び収支決算報告について」

事務局より資料に基づき説明があり、令和2年度は赤字であることが報告された。吉岡会計監事の監査報告の後、令和2年度末の欠損金の処理方法について審議が行われた。会員から欠損金の処理については、従前どおり作業量に応じて分担したいとの提案があった後、会長が第1号議案に含めて会員に諮った結果、満場一致で承認された。

第2号議案 「令和3年度事業計画及び収支予算案について」

事務局からの説明の後、審議した結果、異議なく承認された。

第3号議案 「合併浄化槽への浄化槽管理士特別認定制度の導入について」

事務局より導入時期、町への広報、浄化槽管理者への周知方法等について、また制度導入による課題を説明した。導入について協議した結果、センター担当者が各事業所に於いて制度及び広報手法等を説明、業務担当者からの意見も取り入れて進めるという条件付きで承認された。

第4号議案 その他について

事務局より、協議会や標準契約などの一括契約等の一定条件を満たした浄化槽のブロワー交換について、令和3年10月から新たな補助制度を創設することの報告があった。

以上で全ての議事を終了し、井内副会長が閉会の挨拶を行った後、午前10時49分に閉会した。



令和 2 年度末

汚水処理人口普及率 92.1%

徳島県は 64.6% で全国ワースト 1

環境省がまとめた令和 2 年度末の全国の汚水処理人口は、令和元年度末から 1.4 万人増加し、1 億 1,638 万人となった。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は 92.1% で元年度末 (91.7%) と比べ増加率 0.4% と低い伸び率となったが、未処理人口が 1 千万人未満となった。

しかし、大都市と中小市町村では大きな格差があり、特に 5 万人未満の市町村では 81.9% に留まっている。

徳島県は 64.6% (元年度末 63.4%) で、またも全国最下位となった。昨年度末と比較し、わずか 1.2% の増加に留まり、特に徳島県と和歌山県 (67.6%) の普及率は極端に低く、2 県のみが 70% を下回っており、全国 45 位の高知県 (75.8%) と 11.2% の大差がついている。

また、県内市町村ごとの汚水処理普及率は下表のとおりで、小松島市が 38.7% で県内最下位、次が美波町 44.1%、東みよし町 44.7%、上勝町 44.8%、阿南市 45.3% の順となっている。

令和 2 年度末汚水処理人口普及率

市町村名	普及率	下水道	浄化槽
佐 那 河 内 村	91.6%		13.2%
徳 島 市	82.0%	30.7%	51.3%
松 茂 町	78.8%	32.3%	30.3%
吉 野 川 市	73.1%	51.4%	16.3%
那 賀 町	70.6%		33.6%
海 陽 町	64.9%	31.2%	23.8%
牟 岐 町	61.4%		61.4%
藍 住 町	62.6%	11.7%	50.9%
上 板 町	60.7%		51.7%
三 好 市	59.8%		57.8%
石 井 町	59.5%	1.9%	57.5%
板 野 町	59.4%	37.3%	22.2%
阿 波 市	58.9%		52.9%
北 島 町	58.9%	16.9%	36.2%
勝 浦 町	56.7%		43.6%
美 馬 市	52.6%	9.3%	34.7%
つ る ぎ 町	51.4%	24.6%	21.4%
鳴 門 市	48.7%	10.9%	37.1%
神 山 町	46.3%		46.3%
阿 南 市	45.3%	3.5%	31.1%
上 勝 町	44.8%		44.8%
東 み よ し 町	44.7%	20.5%	24.2%
美 波 町	44.1%	14.9%	25.8%
小 松 島 市	38.7%	0.0%	38.7%
徳 島 県	64.6%	18.6%	42.4%

センター 3 部会を開催

県環境技術センターは令和 3 年 9 月、検査センター会議室において、会員を対象に保守点検・清掃・施工の 3 部会を開催し、会員事業所の代表者や実務担当者が参加した。



今回の各部会では、令和 3 年 10 月に開始する「プロワ交換費補助制度」の概要と今後の取り組み、「維持管理標準契約書」のマニュアル改正等について説明、センターが実施する事業の情報共有を行うとともに、現場における課題等について意見交換を行った。

会員からは、「プロワはネット等で購入し取り付ける施設もあるため、この補助制度の推進を図りたい。」「マニュアル改正については、ルールとして説明してきたので、十分な議論が必要ではないか。」などの意見が出され、活発な議論が行われた。

また、県が主催する「とくしま浄化槽連絡協議会」については、田村会長から「行政と業界が同じテーブルで共通の課題を解決する場所ができた。業界の課題を議題として提案していくので、この協議会の発展に協力をいただきたい。」との挨拶があった。

【清掃部会】

開催日：9 月 9 日

出席会員：9 名

<協議した内容>

- ①プロワ交換費補助制度の導入について
- ②浄化槽維持管理標準契約書マニュアルの改正について
- ③浄化槽台帳整備にかかる清掃業務の電子化について
- ④とくしま浄化槽連絡協議会の検討内容について



【保守点検部会】

開催日：9 月 9 日

出席会員：9 名

<協議した内容>

- ①プロワ交換費補助制度の導入について
- ②浄化槽維持管理標準契約書マニュアルの改正について
- ③保守点検登録条例に則した実務について
- ④浄化槽台帳整備にかかる保守点検業務の電子化について
- ⑤とくしま浄化槽連絡協議会の検討内容について



【施工部会】

開催日：9 月 13 日

出席会員：8 名

<協議した内容>

- ①施工部会における過去の協議事項について
- ②プロワ交換費補助制度の導入について
- ③浄化槽維持管理標準契約書マニュアルの改正について
- ④とくしま浄化槽連絡協議会の検討内容について



2021年度

浄化槽管理士講習(徳島) 受講者56名 を開催

2021年度浄化槽管理士講習(徳島会場)を、徳島市の「徳島労働福祉会館 別館」を会場として、9月5日から17日までの13日間で開催した。

受講申請書の受付は、7月26日から開始し、初日で定員56名枠が埋まった。合格発表は10月中旬を予定。



令和3年度 第1回

浄化槽管理士研修会を開催

県環境技術センターは8月26日、県郷土文化会館において、「浄化槽管理士研修会」を開催した。

講師は、公益財団法人日本環境整備教育センターの国家試験事業グループサブリーダー 櫛田陽明氏、徳島県水・環境課課長補佐 小川明日子氏、公益社団法人徳島県環境技術センター 川原浩二氏が務めた。

令和3年度に更新登録する業者の浄化槽管理士55名が講習を受講した。

令和3年度は2会場追加し、合計6会場で開催の予定。



【研修プログラム】

- I 浄化槽行政の動向
- II 浄化槽の構造と機能
- III 浄化槽の保守点検と清掃
- IV 地域における浄化槽情報

【講師】

- I～III 財団法人日本環境整備教育センター
- IV 徳島県水・環境課
公益社団法人徳島県環境技術センター

水質計量便り

～秋の恩恵は時代を超えて～

秋刀魚、さつまいも、梨やぶどうなど、旬の食材が数多く出回っていますが、秋を代表する味覚といえば「栗」は譲れませんね。

さて、栗はトゲの付いた「イガ」が特徴的ですが、これは他の果物でいうと皮に当たるそうです。栗の木には雌花と雄花があり、受精した雌花が実をつけるのですが、もともと雌花にはトゲがあり、これが実をつけたときにイガになるそうです。そして、「鬼皮」と呼ばれる、一般的には栗の硬い皮とされている部分が果肉に相当し、渋皮と普段食べている部分は、種になるそうです。

栗は美味しいうえに、種の部分となれば、栄養価も高いと言われるのも納得ですね。でんぷんをはじめ、ビタミンC、カリウム、食物繊維が多く含まれるそうですよ。また渋皮には抗酸化作用のあるポリフェノール的一种、タンニンも多く含まれています。

また、栗は古くは縄文時代から親しまれてきたと言われています。というのも栗は成長が早く、安定した収穫ができる重要な食材であるうえに、材は湿気に強く、腐りにくいけれど、割りやすく、加工が比較的容易であることから、栗材は優良材として使用されていたようです。

実際、遺跡からは、丸太材を利用したウッドサークルや居住跡、低地に打ち込まれた杭群、水場遺構、漆器木地や木器などにも使用されています。さらに住居の炉跡に残る燃え殻の炭などもほとんどが栗で、燃料としても使用していたようです。もちろん、燃料として燃やしてもカーボン・ニュートラルになることを考えると、縄文人は自然の恵みである栗の特性について、経験により学び、木材のリサイクル性を活かし、すべて無駄なく利用するエコロジーな生活を営んでいたこととなりますね。栗は本当に秋の恵みです。

by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：令和3年11月8日～令和3年12月2日
地区：鳴門市、松茂町、阿波市、吉野川市

○7条検査

日程：令和3年11月8日～令和3年12月2日
地区：徳島市、小松島市、東みよし町、三好市

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：令和3年11月1日～令和3年11月12日
地区：那賀町全域

○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：令和3年11月1日～令和3年11月4日
地区：神山町全域